

七ヶ宿ダム湖面利用ルール（抜粋）

湖面利用者は、以下のルールを守って利用して下さい。

- **利用禁止区域に入らないで下さい。**
- **水上オートバイ・エンジン付き船の禁止**
- **自己責任の原則と迷惑行為の禁止**
 - ・湖面利用において発生した事故については自己責任となります。
 - ・貯水池並びにその周辺での騒音発生等の迷惑行為を禁止します。
- **利用者間の協力**
 - ・湖面利用者は、利用者間で協力して適切に湖面を利用して下さい。
- **事故等の防止**
 - ・湖面利用に際しては、必ずライフジャケットを着用するなど、万全の対策をとって下さい。
 - ・強風、濃霧、降雨など気象条件の悪い時は利用を中止して下さい。
- 湖面の利用期間は4月1日～11月30日（日の出～日没）です。（年度ごとに届出書の提出が必要です）
- **事故発生時の連絡先**
 - ・湖面において事故等が発生した場合は警察署、消防署に通報し、七ヶ宿ダム管理所にも連絡して下さい。
- **船の発着について**
 - ・船の発着場は七ヶ宿ダム自然休養公園敷地内にある第2駐車場をご利用下さい。それ以外を利用して事故や施設の損傷などの事態が発生した場合、当方は責任を負いかねると共に施設損傷箇所修理について費用負担が発生することもあります。
- **車両の駐車について**
 - ・草木が枯れたり施設が壊れたりする恐れがあるので、駐車場以外の車両等の駐車はご遠慮下さい。

七ヶ宿ダム湖面利用協議会は湖面の安全確保と水質・生態系保全に配慮し、事故の未然防止と快適な湖面利用の実現のため湖面利用のルールを定めました。